

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成29年3月23日（平成29年（独情）諮問第13号）

答申日：平成29年6月8日（平成29年度（独情）答申第10号）

事件名：特定の受験者得点データから合格者の最高点及び最低点を抜粋した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大学院特定研究科・特定学部保有の特定コース受験者得点データ2806から合格者の最高点、最低点を抜粋した文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月25日付け第2016-53号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

審査請求人の開示請求した文書は、法5条、6条に該当する法人文書と考えられ、その文書自体が存在していても、一部を抜粋することで開示可能と考えられる。

（2）意見書

諮問庁は受験者の受験番号と得点を結び付けて考えているが、今回請求している文書は受験番号順での各受験者の得点の開示ではなく、今回の試験における最高点と最低点である。

学部入試では最高点、最低点等を公開しているが、同大学大学院特定研究科特定コースでは法人文書を作成していないという理由で、最高点、最低点等を不開示としている。しかし、学部の入試では開示している文書であるため、大学としては開示可能な文書であると考えられる。

また、理由説明書によると諮問庁は、「受験者得点データ2806は受験者全員の個人情報であり、仮に最高点、最低点のみを抜粋してしまうと、その受験番号等から受験者が誰であったか容易に推測されるおそれがあり」と主張している。しかし、受験者得点データ2806の中か

ら最高点と最低点のみを抜粋すれば、受験番号等から受験者が誰であるかは全く推測されないと考える。

受験者得点データ2806は電子データで作成されているものと考えられるため、そのデータを使用し、得点順に並べ替え、受験番号等を不開示とすれば、個人の情報は推測できるものではない。データの並べ替えは特別な作業を有するものではなく、そこから最高点や最低点等を容易に抜粋可能と思われるため、文書自体の存在の有無が不開示理由に大きく影響するものではないと考えられる。

以上により、今回の諮問庁の判断は、審査請求人として受け入れ難く、本件不開示決定の取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について不開示とした理由について

本件対象文書は「大学院特定研究科・特定学部保有の特定コース受験者得点データ2806から合格者の最高点、最低点を抜粋した文書」である。

東京大学では、学部入試においては合格者の最高点、最低点、平均点等を公表しているが、本研究科当該コースにおいてはそのような法人文書は作成していないため、不開示決定を行ったものである。

これについて、審査請求人は、平成29年2月20日受付の審査請求書の中で、原処分取消しを求めている。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は「開示請求した文書は、法5条、6条に該当する法人文書と考えられ、その文書自体が存在していないとしても、一部を抜粋することで開示可能と考えられる。」と主張している。

しかしながら、審査請求人が主張している受験者得点データ2806は受験者全員の個人情報であり、仮に最高点、最低点のみを抜粋して開示してしまうと、その受験番号等から受験者が誰であったか容易に推測されるおそれがあり、法5条1号に該当する個人情報を開示してしまうこととなる。また、受験者得点データ2806以外の文書は作成していないため、当該入学試験の最高点、最低点分かる文書は不存在である。

したがって、処分庁の決定は妥当なものであると判断する。

3 以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年3月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月25日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年5月15日 | 審議 |
| ⑤ | 同月29日 | 審議 |

⑥ 同年6月6日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「大学院特定研究科・特定学部保有の特定コース受験者得点データ2806（以下「本件得点データ」という。）から合格者の最高点、最低点を抜粋した文書」である（なお、本件得点データは、本件開示請求に先立って審査請求人が行った別件の開示請求に対し、東京大学が、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った法人文書である。）。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 審査請求人は、①学部の入試では最高点、最低点を開示しているため、本件対象文書は開示可能である、②本件得点データは電子データで作成されているものと考えられるため、そのデータを使用し、得点順に並べ替え、受験番号等を不開示とすれば、個人情報とは推測できるものではない旨主張する。

(2) 上記(1)①の主張につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件得点データは、東京大学大学院特定研究科特定コース（以下「特定コース」という。）の特定年度修士課程入学試験における各受験者の筆記試験の点数等が記載された一覧表である。

イ 当該入学試験においては、入学者の選抜を筆記試験（英語、専門科目、小論文）と口述試験の成績及び提出書類を総合的に判定することにより行っており、筆記試験の点数のみにより合格者の決定が行われているわけではないため、各受験者の筆記試験における点数の一覧表である本件得点データから「合格者の最高点、最低点」を抜粋することはできず、また、本件対象文書は作成していない。

ウ なお、合格者の決定に当たっては、筆記試験の点数により合格に足る受験者を仮に決めた上で、さらに口述試験の成績及び提出書類を含めた総合判定を行っており、口述試験の成績及び提出書類については、筆記試験とは異なり点数化されていない。よって、筆記試験の点数に口述試験の成績等を合算した合計点は存在せず、当該入学試験における「合格者の最高点、最低点」が記載された法人文書も存在しない。

(3) そこで検討すると、当審査会において、諮問庁から本件得点データの提示を受けて確認したところ、本件得点データは、特定コースの特定年度修士課程入学試験における受験者の受験番号、氏名並びに筆記試験の合計点数及び科目ごとの点数が受験番号順に記載された一覧表であると認められる。

そして、上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないところ、上記(2)イ及びウの当該入学試験における合格者の決定方法等に鑑みれば、本件対象文書は作成しておらず、また、当該入学試験における「合格者の最高点、最低点」が記載された法人文書は存在しない旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

(4) なお、上記(1)②の主張については、審査請求人が開示を求める本件対象文書が、上記の筆記試験における合格者の最高点及び最低点を抜粋して分かるようにした法人文書であると解する余地があるとしても、法に基づく開示請求権は、独立行政法人等が保有する法人文書があるがままの形で開示することを求める権利であり、独立行政法人等には、開示請求を受けて、法人文書を新たに作成又は加工して開示する義務まではないと解されるのであるから、審査請求人の主張は、その前提において採用の余地がない(仮に、審査請求人の主張が、本件得点データにおける合格者の筆記試験の最高点及び最低点の部分のみを開示することを求める趣旨であるとしても、本件得点データが受験者の筆記試験の点数等を受験番号順に記載した一覧表であることに鑑みると、当該部分は、これを公にすることにより、上記の入学試験の受験者であれば、当該部分の位置等から、最高点又は最低点を取った者が誰であったかという当該個人にとって通常他人に知られたい機微にわたる情報を一定程度推測できることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号本文後段に該当し、不開示とすべきものと認められる。)

(5) また、念のため、本件対象文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、担当部局の書庫、事務室及びパソコンの共用フォルダ内を探索したが、本件対象文書は存在しなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題があるとは認められない。

(6) 以上のことから、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史